

カシキン Q&A

- 「貸金業法」とは、消費者金融などの貸金業者に関する規制等を定めた法律。
- 貸金業法については、多重債務問題の解決を図ること等を目的として、平成18年に改正法が成立。
- 上記改正は、段階的に施行されており、**平成22年6月18日**に、完全に施行される。

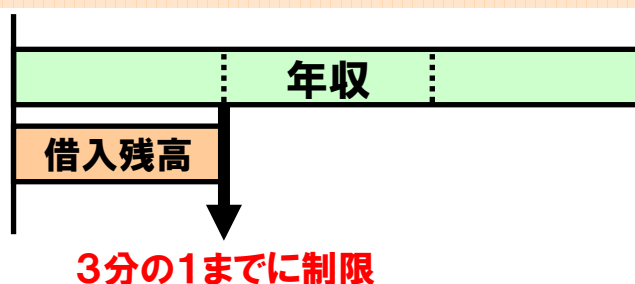
改正のポイント①

過剰貸付けの抑制

- 過剰な貸付けを抑制するために、貸金業者からの借入残高の上限を規制する「**総量規制**」を導入

総量規制とは

- ー 貸金業者からの借入残高が**年収の3分の1**を超えている者については、**新規の貸付けを禁止**
(ただし、直ちに年収の3分の1までの返済を求めるものではありません)



(ポイント①)

- 総量規制は、貸金業者からの、**個人の借入れ**に適用される。

- 貸金業者とは、例えば、消費者金融、クレジットカード会社を指す
- 銀行のカードローンなど、貸金業者以外からの借入れは対象外
- クレジットカードによる商品購入(ショッピング枠)は貸金業法の対象外
- 法人名義での借入れは対象外
- 個人事業者は、事業・収支・資金計画の提出により、総量規制の基準を超える借入れが可能

(ポイント②)

- 住宅ローン、自動車ローンについては、総量規制の対象外。

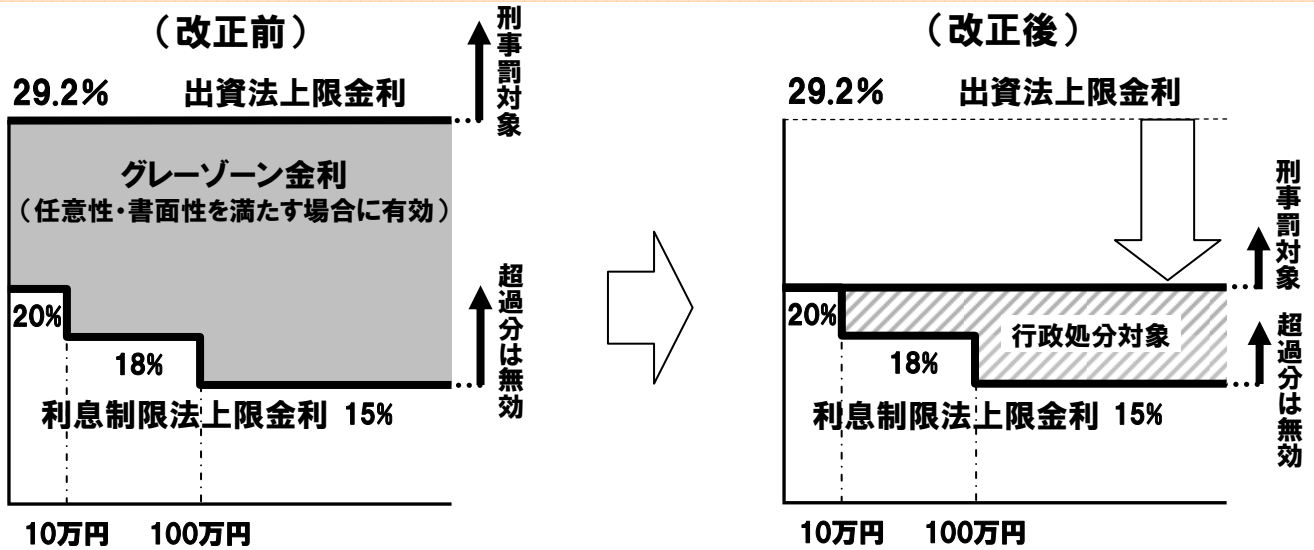
- 例えば、住宅ローンの借入残高が年収の3分の1を超えていたとしても、新規の借入れは可能。

改正のポイント②

金利体系の適正化

- 今までの出資法の上限金利(29.2%)を引き下げ、**利息制限法の水準**(借入金額に応じて**15%~20%**)を上限金利とする

上限金利の引下げ



カシキン Q&A 基礎編

Q & A. (基本的事項①)

Q1. 貸金業法は、いつから施行されるのですか？

A1. 貸金業法は、平成18年12月に成立しましたが、貸し手のシステム対応の準備期間が必要だったことや、利用者の皆さんへの影響にも配慮すべきと考えられたことから、これまで、段階的に施行されてきました。

平成22年6月18日には、総量規制などの重要な部分を含む、すべての規定が施行されることとなります。

Q2. なぜこのような法律が作られることになったのですか？

A2. 近年、返済しきれないほどの借金を抱えてしまう「多重債務者」の増加が深刻な社会問題となっていました(「多重債務問題」)。

この「多重債務問題」を解決することを目的として、従来の法律を抜本的に改正し、新しい「貸金業法」が作られることとなりました。

Q3. 貸金業法の対象となる「貸金業者」とは、どんな業者ですか？

A3. お金を貸す業務を行っており、財務局又は都道府県に登録をしている業者のことを、「貸金業者」といいます。具体的には、消費者金融、クレジットカード会社などが貸金業者です。

銀行や、信用金庫、信用組合、労働金庫なども、様々な融資を行っていますが、これらは「貸金業者」ではありません。

※ より正確には、次のとおり、場合に分けて考える必要があります。

① クレジットカードで現金を借りる場合(キャッシング)

クレジットカード会社は、「貸金業者」として「貸金業法」に基づき、金銭の貸付けを行います。したがって、キャッシング取引には、「貸金業法」が適用されます。

② クレジットカードで商品やサービスを購入する場合(ショッピング)

ショッピング取引については、「貸金業法」は適用されません(リボ払い、分割払い、ボーナス払いには、別途「割賦販売法」が適用されます)。

Q & A. (基本的事項②)

Q4. ヤミ金融とは何ですか？

A4. ヤミ金融は、貸金業法に基づく登録を受けずに、違法に貸金業を営む業者です。登録を受けた「貸金業者」ではありません。

ヤミ金融の中には、違法な金利での貸付けを行ったり、借り手を精神的に追い詰めるような過剰な取立てを行うものもあります。

ヤミ金融からは、絶対に借りてはいけません！！

Q5. 今後、消費者金融からお金を借りられなくなるおそれがあると聞きました。どうして急に借りられなくなるのでしょうか？

A5. 借り過ぎ、貸し過ぎを防ぐため、貸金業法が改正されました。

法律が完全に施行される平成22年の6月18日以降は、貸金業者からの借入残高が、年収の3分の1を超える場合、新たな借入れは出来なくなります。(基礎編Q14、15参照)

例えば...

年収300万円のサラリーマンは、貸金業者から100万円までしか借りることができません。

Q6. 貸金業者からの借入残高が年収の3分の1を超えている場合、超えている額をすぐに返済しなければならないのですか？

A6. 年収の3分の1を超える借入れがある場合でも、貸金業者から新規の借入れができなくなるだけで、直ちに年収の3分の1までの返済が求められるわけではありません。契約どおりに返済を続けてください。

Q7. 年収の3分の1を超える借入れをすると、借り手が処罰されるのですか？

A7. いいえ。年収の3分の1を超える借入れがあるからといって、利用者の皆さんが行政処分を受けたり、刑罰を科されることはありません。

Q & A. (基本的事項③)

Q8. 複数の貸金業者から借入れがあります。1社からの借入れが、年収の3分の1を超えなければよいのですか。全ての借入れの合計が年収の3分の1を超えないことが必要ですか？

A8. 複数の貸金業者から借りている場合、全ての貸金業者からの借入れの合計が、年収の3分の1以内であることが必要です。年収の3分の1を超えている場合、新たな借入れが出来なくなります。

例えば...

年収300万円のサラリーマンが、消費者金融A社から80万円既に借りている場合、消費者金融B社からは、20万円(=300万円×1/3-80万円)までしか借りることが出来ません。

Q9. 借入残高が「年収の3分の1」を超えているかどうか、貸金業者はどうやって判断するのですか？

A9. 貸金業者からの借入残高のデータは、厳格な情報管理のもと、「指定信用情報機関」に集められることとなっています。貸金業者は、指定信用情報機関を利用し、借り手の借入残高を把握します。(応用編Q5、Q6参照)

また、借り手の年収については、基本的には「年収を証明する書類」を借り手から受け取ることで、把握する仕組みとなっています。

例えば...

「年収を証明する書類」とは、例えば、「源泉徴収票」、「確定申告書」、「給与明細」など、1年間の収入が分かるような書類です。(応用編Q2参照)

Q10. 貸金業者からお金を借りる場合、誰もが「年収を証明する書類」を提出しなければならないのですか？

A10. 規制上は、個人がお金を借りる場合(リボルビング契約の借入枠を設定する場合も含む)、

①ある貸金業者から50万円を超えて借りる場合

②他の貸金業者から借りている分も合わせて合計100万円を超えて借りる場合のどちらかに当てはまれば、「年収を証明する書類」の提出が必要となります。それ以外の借入れであれば、自己申告に基づき年収を確認することとなります。

Q & A. (総量規制の対象となる借入れについて①)

Q11. 住宅ローンや自動車ローンの借入れがあるので、借入残高が年収の3分の1を超えてしまいます。これ以上借りられなくなるのですか？

A11. 住宅ローンや自動車ローンは、総量規制の適用除外となっています。したがって、住宅ローンや自動車ローンがあるため、借入残高が年収の3分の1を超えていたとしても、総量規制には抵触しません。

Q12. 貸金業者から事業資金を借入れており、その残高は年収の3分の1を超えています。これ以上借りられなくなるのですか？

A12. 法人向けの貸付けは総量規制の対象外となっています。また、個人事業者の方は、事業・収支・資金計画を提出し、返済能力があると認められる場合は、借入残高が年収の3分の1を超えていたとしても、新たな借入れを行うことができます。ただし、個々の貸金業者の判断で追加的な資料等の提出が求められることがあり得ること、最終的に貸付けを行うか否かは貸金業者の判断に委ねられること、等の点についてご留意下さい。

Q13. 個人事業者ですが、総量規制の導入後に、貸金業者からお金を借りることができますか？

A13. 個人事業者の方は、以下の2つの方法のどちらでも、貸金業者からの借入れが可能となっています。

①必要な事業資金等の借入れのために、事業・収支・資金計画を作成の上、貸金業者に提出し、返済能力があると認められる場合には、規制上は上限金額に特段の制限なく、新たな借入れを行うことができます。なお、事業・収支・資金計画の作成に当たっては、日本貸金業協会が検討している簡易なフォーマットをご利用いただけることとなります。

②上記のような計画を提出しなくても、個人事業者の事業所得(総収入金額から必要経費を控除した額)の金額(過去の事業所得の状況に照らして、貸金業者が安定的と認めるものに限る)を年収として、例えば、教育資金、レジャー等の資金としても、当該年収の3分の1まで借入れを行うことができます。なお、その際には別途、事業所得に関する証明書(確定申告書等)が必要となる場合があります。(基礎編Q10参照)

Q & A. (総量規制の対象となる借入れについて②)

Q14. 銀行(信用金庫、信用組合、労働金庫)からの借入れも合わせると、借入残高が年収の3分の1を超えてしまいます。これ以上借りられなくなるのですか。また、銀行のカードローンは総量規制の対象となるのですか？

A14. 総量規制は、貸金業者からの借入れを対象としており、銀行の貸付けは貸金業法の規制(総量規制)の対象外です。したがって、銀行等からの借入れを合わせた結果、借入残高が年収の3分の1を超えていたとしても、ただちに総量規制には抵触しません。

また、銀行のカードローンも、一般の銀行等の借入れ同様、総量規制の対象とはなりません。

Q15. 現在、貸金業者から年収の3分の1を超える借入れがありますが、クレジットカードのキャッシングでお金を借りることはできますか。また、クレジットカードで買い物をすることはできますか？

A15. クレジットカードを使用した借入れ(キャッシング)については、総量規制の対象となりますので、年収の3分の1を超える借入れがある場合、新たな借入れはできません。

一方、クレジットカードを使った商品購入(ショッピング)は、貸金業法の規制の対象外ですので、年収の3分の1を超える借入れがある場合でも、クレジットカードで買い物をすることは可能です。

Q16. 保証人がいれば年収の3分の1を超えていても借りられますか？

A16. 保証人がいても、貸金業者からは年収の3分の1を超える借入れは出来ません。

Q17. 年収の3分の1以内であれば、必ず借りることができるのですか？

A17. 貸金業者は、借り手の収入、借入れの状況等を基に審査を行い、貸付けを実行するかどうかの判断を行っています。年収の3分の1以内であれば必ず借りられるというわけではありません。

Q & A. (借りられない場合の対応)

Q18. 貸金業者から借りたいのですが、私は専業主婦で、現在、収入がないので、「年収を証明する書類」を提出することができません。どうすればよいのですか？

A18. 配偶者の同意を得て、借入れをすることが出来る場合があります。その際は、配偶者の年収を証明する書類、借入れについての配偶者の同意書などが必要となります。(応用編Q4参照)

Q19. 急に借入れができなくなり生活が苦しくなりました。どうすればよいのですか？

A19. 貸金業法上、貸金業者は、借入れ、返済に関する相談又は助言などの支援を実施することが出来る団体を紹介するよう努めることとなっています。また、現在の借入れを借り換えることなどにより、月々の返済負担が緩和される場合もあります。このような点について、一度、借入先の貸金業者にご相談下さい。

一方、返済の見込みが立たないのに、新たな借入れを行うことは、多重債務に陥る可能性があります。返しきれないほどの借入れがあつてお困りの場合には、お近くの財務局、都道府県、市区町村等の多重債務相談窓口にご相談下さい。

また、生活が苦しい場合は、セーフティネット制度として、地域の社会福祉協議会が行っている「生活福祉資金貸付」や、市区町村の「生活保護」などの制度を利用できる場合があります。詳しくは、最寄りの市区町村までお問い合わせ下さい。

Q & A. (「年収を証明する書類」)

Q20. 複数の貸金業者から借入れがある場合、すべての貸金業者に「年収を証明する書類」を提出する必要がありますか？

A20. 規制上は、

- ①ある貸金業者から50万円を超える借入れを新たに行う場合(又は、50万円を超える借入枠のリボルビング契約を新たに結ぶ場合)
- ②他の貸金業者から借りている金額もあわせて合計100万円を超える借入れを新たに行う場合(又はリボルビング契約を新たに結ぶ場合)

のどちらかに当てはまれば、「年収を証明する書類」の提出が必要となります。

また、既にリボルビング契約を結んでいる場合でも、他の貸金業者から借りている金額もあわせて合計100万円を超えた際、複数の貸金業者に「年収を証明する書類」を提出することが必要となる場合もあります。

Q21. 現在、リボルビング契約の借入枠は設定されていますが、借入残高はありません。「年収を証明する書類」を提出しなければなりませんか？

A21. 「年収を証明する書類」を提出しない場合、個々の貸金業者の判断で、借入枠(キャッシング枠)が減額される場合があります。

Q22. リボルビング契約の場合、「年収を証明する書類」は一度提出すれば、再度提出を求められることはないのですか？

A22. 基本的には、年収を証明する書類の発行から3年間経過した場合、再度提出を求められる場合があります。また、勤務先の変更等があった場合にも、再度提出を求められることとなります。

Q & A. (上限金利)

Q23. 法律が変わり、上限金利が下がるという話を聞きましたが、どのように変わるのですか？

A23. 上限金利は、

- ① 上限を超えた金利が無効となる利息制限法(上限金利は貸付け額に応じて15~20%)
 - ② 刑事罰の対象となる上限金利を定めた出資法(上限金利(改正前:29.2%))
- の2つの法律で規制されています。

今までは、貸金業者の場合、この出資法の上限金利と利息制限法の上限金利の間の金利帯でも、ある一定の要件を満たすと、有効となっていました。これがいわゆる「グレーゾーン金利」です。

他方、金利負担の軽減という考え方から、今回の改正により、6月18日以降、出資法の上限金利が20%に引き下げられ、グレーゾーン金利が撤廃されます。これによって、上限金利は利息制限法の水準(貸付け額に応じて15~20%)となります(利息制限法の上限金利以上は、無効・行政処分の対象、出資法の上限金利以上は、刑事罰の対象となります)。

さらに詳しい情報を知りたい方は……

○法律の詳しい内容は、金融庁ウェブサイトでご確認ください。
(金融庁ウェブサイト www.fsa.go.jp/)

返済に困ったときの相談窓口①

○借入れや返済のお悩みは、以下の相談窓口までご相談下さい。

【財務局の多重債務相談窓口】

- ・北海道財務局……………011-807-5145
- ・東北財務局……………022-266-5703
- ・関東財務局……………048-600-1113
- ・北陸財務局……………076-292-7951
- ・東海財務局……………052-951-1764
- ・近畿財務局……………06-6949-6875
- ・中国財務局……………082-221-9206
- ・四国財務局……………087-831-2155
- ・九州財務局……………096-351-0150
- ・福岡財務支局……………092-411-7291
- ・沖縄総合事務局……………098-866-5070

【地方自治体の消費生活相談窓口】

- ・消費者ホットライン……………0570-064-370
- ※身近な消費生活相談窓口をご案内します。

【法テラス】

- ・法テラスコールセンター……………0570-078374
- ※法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、
・無料法律相談、・弁護士、司法書士費用の立替えを行います。
利用には、収入等が一定額以下であるなどの条件を満たす必要があります。

【日本貸金業協会】

- ・相談センター……………0570-051-051

返済に困ったときの相談窓口②

○借入れや返済のお悩みは、以下の相談窓口までご相談下さい。

【日本クレジットカウンセリング協会の相談窓口】

- ・東京センター……………03-3226-0121
- ・福岡センター……………092-739-8104
- ・名古屋センター……………052-957-1211
- ・仙台センター……………022-217-4014
- ・広島センター……………082-511-8001
- ・新潟センター……………025-248-3311
- ・静岡センター……………054-275-5511

カシキン Q&A 応用編

Q&A. (基本的事項①)

Q1. 「年収」には何が含まれるのですか？

A1. 総量規制の基準となる「年収」には、定期的な収入として法令に定められている以下のものがあります。

- ①給与
- ②年金
- ③恩給
- ④定期的に受領する不動産の賃貸収入(事業として行う場合を除く。)
- ⑤年間の事業所得(過去の事業所得の状況に照らして安定的と認められるものに限る。)
【下線部については、現在、内閣府令の改正に向けてパブリックコメントを実施中】

上記以外の収入(例えば、宝くじや競馬等による一時的な収入)は、貸金業法上、年収には含まれません。

Q2. 「年収を証明する書類」には、どのような書類があるのですか？

A2. 「年収を証明する書類」としては、法令上、以下の書類が定められています。

- ①源泉徴収票(直近の期間に係るもの)
- ②支払調書(直近の期間に係るもの)
- ③給与の支払明細書(直近の2カ月分以上(地方税額の記載があれば1カ月分)のもの)
【下線部分については、現在、内閣府令の改正に向けてパブリックコメントを実施中】
- ④確定申告書(直近の期間に係るもの)
- ⑤青色申告決算書(直近の期間に係るもの)
- ⑥収支内訳書(直近の期間に係るもの)
- ⑦納税通知書(直近の期間に係るもの)
- ⑧所得証明書(直近の期間に係るもの)
- ⑨年金証書
- ⑩年金通知書(直近の期間に係るもの)

Q & A. (基本的事項②)

Q3. リボルビング契約の場合、総量規制はどのように適用されるのですか？

A3. クレジットカードのキャッシングなど、一定の限度額を設定し、その枠の中で借入れや返済を行う契約のことを、一般に「リボルビング契約」と言います。

貸金業者は、顧客とリボルビング契約を締結する際に、返済能力の調査を行う必要があるほか、貸付け後も、総量規制に抵触していないか、指定信用情報機関を利用した定期的な返済能力の調査を行う必要があります。また、貸金業者は、顧客の年収の3分の1を超えるリボルビング契約の枠を設定することはできません。

例えば...

年収300万円のサラリーマンで、すでに貸金業者から60万円の借入残高がある人の場合、40万円までしか新たにクレジットカードのキャッシング枠を設定することはできません。

(注)上記の場合、複数の貸金業者で40万円までのキャッシング枠を設定することは可能ですが、実際の追加借入れが、各社合計で40万円を超えると、総量規制に抵触し、原則として、それ以上の借入れを行うことができなくなります。

Q4. 専業主婦/主夫が借入れをする場合には、どのような書類の提出が必要ですか？

A4. 専業主婦/主夫は、総量規制の例外として、配偶者と合算して、(二人分の)借入れが(二人分の)年収の3分の1まで借入れを行うことができます。

ただし、そのためには、配偶者の「同意書」、配偶者との婚姻関係を示す書類(住民票又は戸籍抄本。事実上の婚姻関係の場合、住民票(続柄に、「夫(未届)」、「妻(未届)」など、未届の配偶者である旨の記載があるもの)、(一定金額以上の場合)配偶者の年収を証明する書類を提出する必要があります。

Q & A. (指定信用情報機関)

Q5. 「指定信用情報機関」とはなんですか？

A5. 総量規制の導入にあたり、貸金業者は個々の顧客の貸金業者からの総借入残高を把握することが必要となります。このため、個々の顧客の信用情報(総借入残高等)を集める機関として、指定信用情報機関制度が導入されています。

信用情報提供業務を行う指定信用情報機関は、高度な秘密保持業務等の行動規範が求められます。このことから、内閣総理大臣による指定制度を設け、業務を適切に行うことができる一定の要件を満たしている法人であることを指定の要件としています。現在、内閣総理大臣の指定を受けている指定信用情報機関は、「株式会社日本信用情報機構(JICC)」と「株式会社シー・アイ・シー」の2社となっています。

貸金業者は、個人顧客と貸付けの契約を締結する際は、指定信用情報機関の保有する顧客の信用情報の使用を義務付けられています。また、個人顧客と貸付けの契約を締結した際には、貸金業者は、当該貸付けの契約に関する信用情報(貸付けた金額等)を顧客の同意を得た上で指定信用情報機関に提供しなければならないこととなっています。

Q6. 「指定信用情報機関」において、個人情報の保護のためにどのような措置が講じられているのですか？

A6. 信用情報については借入れの情報など、個人的な情報が含まれており、プライバシー保護の観点から、指定信用情報機関及び貸金業者において、信用情報が不正に利用されたり、外部に流出したりすることのないよう、慎重な取り扱いが求められています。

今回、指定信用情報機関制度を導入するにあたっては、信用情報の流出や目的外使用を防ぐため、

- ① 貸金業者による信用情報の目的外使用を禁止する
- ② 指定信用情報機関の役職員等に秘密保持義務を課す
- ③ 信用情報の適切な取扱いを確保するため、貸金業者および指定信用情報機関に体制整備を求める

などの措置が講じられています。

Q & A. (総量規制の対象となる借入れについて①)

Q7. 年収の3分の1を超えても借りられる貸付けの契約には何があるのですか？

A7. 顧客の年収の3分の1を超える貸付けであっても、総量規制に馴染まない貸付け(総量規制の適用除外)、顧客の利益の保護に支障を生ずることがない貸付け(総量規制の例外)である場合には、貸金業者から借入れを行うことができます。具体的には、以下の貸付けがあげられます。

【適用除外】

- ①不動産購入のための貸付け(いわゆる住宅ローン)
- ②自動車購入時の自動車担保貸付け(いわゆる自動車ローン)
- ③高額療養費の貸付け
- ④有価証券を担保とする貸付け
- ⑤不動産(個人顧客または担保を提供する者の居宅等を除く。)を担保とする貸付け
- ⑥売却予定不動産の売却代金により弁済される貸付け

【例外】

- ⑦顧客に一方的に有利となる借換え
- ⑧借入残高を段階的に減少させるための借換え
- ⑨顧客または顧客の親族等の緊急に必要と認められる医療費を支払うための貸付け
- ⑩配偶者と併せた年収3分の1の貸付け(配偶者の同意が必要)
- ⑪個人事業者に対する貸付け(事業計画、収支計画、資金計画により、返済能力を超えないと認められることが要件)
- ⑫新たに事業を営む個人事業者に対する貸付け(事業計画、収支計画、資金計画により、返済能力を超えないと認められることが要件) 等

(注)上記①から⑥の貸付けについては、総量規制の「適用除外」として、総量規制にかかわらず借入れは可能であり、また、借入額が借入残高に算入されないため、その後の借入れには影響を与えない。

他方、⑦から⑫の貸付けについては、総量規制の「例外」であるため、総量規制にかかわらず借入れは可能であるが、借入額が借入残高に算入され、借入残高が総量規制の基準を超過した場合、その後の「適用除外」や「例外」を除く借入れはできなくなる。

【下線部④から⑥を「例外」から「適用除外」とすること、及び⑧を例外に追加することについて、現在、内閣府令の改正に向けて、パブリックコメントを実施中】

Q & A. (総量規制の対象となる借入れについて②)

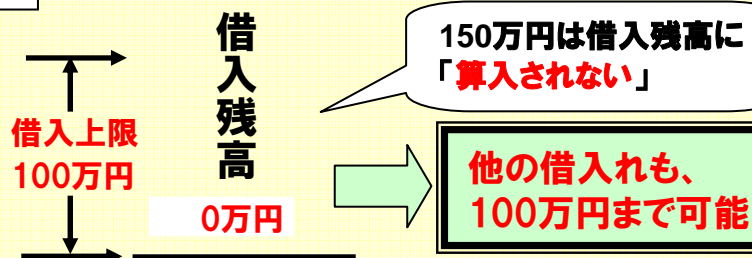
【参考：総量規制の「適用除外」と「例外」】

<適用除外>

- ・総量規制にかかわらず**借入可**
- ・借入残高にも**算入されない**

具体例(年収300万円のサラリーマンの場合)

150万円の適用除外の借入れを行った場合

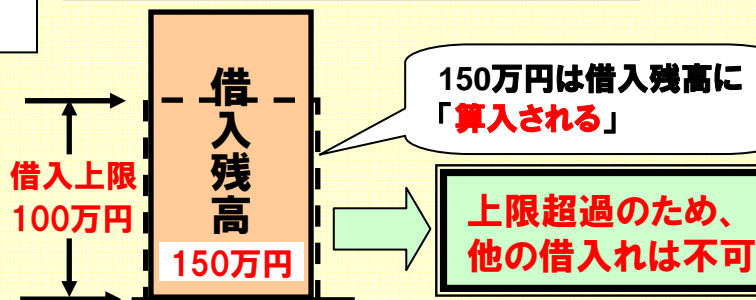


<例外>

- ・総量規制にかかわらず**借入可**
- ・借入残高には**算入される**

具体例(年収300万円のサラリーマンの場合)

150万円の例外の借入れを行った場合



Q & A. (上限金利)

Q8. 法律が変わり、上限金利が下がるという話を聞きましたが、既存の借入れについても、金利が下がるのですか？

A8. 6月18日より前に締結した既存の貸付けの契約については、金利は上がりません。

6月18日以降、新たに結んだ貸付けの契約については、利息制限法の金利(貸付け額に応じて15~20%)が上限金利となります。